

いわき市農業委員会第17回総会議事録

1 開催日時

平成29年9月20日（水）14時20分から15時40分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（41人）

(1) いわき市農業委員会委員（34人）

1 田山 一郎		21 草野 庄一	31 渡邊 和夫
2 高木 眞一	12 鈴木 克巳		32 木村 茂
3 吉田 忠夫	13 青木 泰榮		33 佐川 良平
4 小野 勝彦		24 油座 勝三	34 蛭田 元起
5 松本 英人	15 欠員	25 大竹 公治	35 根本 俊男
6 木田テイ子	16 佐藤 哲男	26 赤津 正身	36 藁谷 昭夫
7 愛川 卓司	17 佐藤 好弘	27 根内 一彰	37 三戸 進
8 渡邊 雄八	18 小川 智	28 和田 正人	38 佐藤 吉行
9 猪狩 和一	19 鈴木 理	29 瀬谷 弘	39 長瀬 紘
10 飯高 敬一	20 赤津 弘恭		40 阿部 浩二

(2) 事務局（7人）

黒川 政彦	事務局長
鈴木 一徳	事務局次長
林 克伊	主任主査兼農地調整係長
野木 隆司	農政振興係長
坂本 聡	農政振興係 主査
小川 誉史	農政振興係 主査
宇佐見 剛	農地調整係 事務主任

4 欠席者（5人）

11 小泉 昌男
14 木田 幸男
22 鈴木ヒデ子
23 荒川 光弘
30 草野久仁昭

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

定刻となりましたので、第17回総会を開催致します。
はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。

- ・第17回総会議案書
- ・【資料1-1】農地等の利用の最適化の推進に関する意見等（案）
- ・【資料1-2】農地等の利用の最適化の推進に関する意見等（新旧対照）
- ・【資料2】農地転用許可等の権限移譲に係る許可権限面積の拡大について
- ・【資料3-1】いわき市農業委員会新体制移行について
- ・【資料3-2】新体制移行に係るスケジュール
- ・【資料3-3】新たな農業委員・農地利用最適化推進委員の募集予定について
- ・【資料3-4】農地利用状況調査等概要
- ・【資料4】農地法第3条許可申請に係る現地調査時の調査体制の変更について

以上9点です。
それでは、本日の次第に基づき、進めさせていただきます。
開会の言葉を草野会長職務代理者よりお願い致します。

草野会長職代

台風18号が過ぎまして、青空が見えるようになって参りました。
稲刈りについても開始された方も多いかと思われまふ。そのような中、委員の皆様にはお集まり頂き、ありがとうございます。
只今より、いわき市農業委員会第17回総会を開会致します。よろしくお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。
次に農業委員憲章唱和ですが、唱和のご発声を根内一彰農政振興部会長職務代理者よりお願い致します。

根内部会長
職務代理者

私が「いわき市農業委員憲章」と申しますので、「わたくしたち農業委員は」から引き続きご唱和下さい。

－憲章唱和－

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。
続きまして会長挨拶に移ります。
鈴木会長、よろしくお願い致します。

鈴木会長

第17回いわき市農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、農繁期を迎え、公私共にご多忙の中、ご参集を賜り、感謝申し上げます。

本日の協議事項といたしましては、まず、農政振興部会において検討して参りました、農地等の利用の最適化の推進に関する意見等（案）について、ご審議頂きます。この意見等につきましては、昨年4月に施行された改正農業委員会法に基づき、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の業務として法定化され、その事務をより効率的かつ効果的に実施するため、その改善についての具体的な意見を関係行政機関等に対し提出するもので、市長等に対し、本市の農業が持続的発展を遂げるための声を直接届ける極めて重要な機会となるものであります。

次に、協議事項の2点目といたしまして、農地転用許可等の権限移譲に係る許可権限面積の拡大について、ご審議頂きます。本市の農地転用許可につきましては、本年4月1日より30a以下の農地転用許可権限について県からの権限移譲を受け、運用を開始したところではありますが、更なる市民サービスの向上に資するため、来年度より4ha以下まで許可権限面積を拡大するというものであります。

委員の皆様には、慎重なるご審議を賜りますとともに、円滑な議事進行に御協力頂きますようお願い申し上げ、挨拶と致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。それではこれより議事に移りますが、議事の進行は総会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願い致します。

議長
(鈴木会長)

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

本日の通告欠席は、

議席番号 11番 小泉 昌男 委員
14番 木田 幸男 委員
22番 鈴木ヒデ子 委員
23番 荒川 光弘 委員
30番 草野久仁昭 委員 でございます。

只今、39名中34名が出席しており、本日の総会が成立しましたことをご報告申し上げます。

次に議事録署名人の指名であります。議長が指名することにご異議ございませんか。

委員

－異議無しとの声あり－

議 長
(鈴木会長)

ご異議が無いようでありますので、指名致します。
議席番号 36番 藁谷 昭夫 委員
37番 三戸 進 委員

以上2名を指名致します。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

－総会議案書2～4ページにより会務報告－

議 長
(鈴木会長)

ありがとうございました。それではこれより議事に移ります。
はじめに、議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見等(案)について、事務局より説明を求めます。

事務局
(野木係長)

－総会議案書5ページ朗読－

お手元に、資料1-1及び1-2をご用意願います。資料1-1が意見等の案、資料1-2が意見等の新旧対照になっております。この意見等につきましては、3月総会で農政振興部会に付託されたものでありまして、資料1-1の意見等(案)は本日開催されました農政振興部会で最終案として決定されたものであります。

意見等の提出の趣旨と致しましては、先ほど鈴木会長が挨拶で述べられましたとおりであります。

なお、意見等(案)の作成にあたりましては、昨年度の意見等の構成を踏襲し、現状や課題を中心に時点修正の上、また、委員の皆様から頂きましたご意見を踏まえ、具体的意見とした5項目につきまして内容を掘り下げるということを基本方針としております。

以上のことから、資料1-1の意見等(案)につきましては、後ほど皆様には詳細にご覧頂き、私からは、資料1-2の新旧対照を用いて、変更箇所についてのみ説明させて頂きます。

なお、説明にあたっては数値の時点修正等は省略させて頂きます。

それでは、資料1-2の新旧対照をご覧ください。変更箇所は大きく10箇所ございます。

まずNo.1は、前文におきまして、T P Pに関する箇所を右の欄にありますとおり、「国内農業への打撃が危惧されるT P P協定関連法の成立や、日E U・E P A大枠合意など」に変更しております。

次にNo.2は、項目Ⅱ「支援や予算確保に関する要望」の項目になりますが、項目Ⅱの4を「生産振興策の拡充」がより重要とのことから、「生産振興策の拡充と6次産業化の推進」と、前後を入れ替えております。

次にNo.3は、項目Ⅱの7「福島大学への農学系学部設置の早期実

事務局
(野木係長)

現」、こちらにつきましては既に具現化に向けて動き出しており、要望の時期は過ぎたと判断し、削除しております。

次にNo.4は、1ページの「現状」にいわき農業振興地域整備計画書に関しまして、10年以上見直しが行われていない状況についての記載を追加しております。

次にNo.5は、3ページの「課題」に行政計画等におきまして施設園芸等への転換推進が位置付けられておりますことから、「水田稲作に依存した経営類型からの脱却が求められる」旨を追加しております。

次にNo.6は、4ページの同じく「課題」に「耕作条件が整っていない」広大な農地、と表現を追加し、また、本来の見直し時期を過ぎている『いわき農業振興地域整備計画書』をはじめとする行政計画等の再編、と具体的な計画名の記載を追加しております。

次にNo.7は、同じく4ページ「課題」にいわき農業振興地域整備計画書の課題の内容を掘り下げて追加しております。こちらの内容につきましては、人と農地の最適化の視点から既存の計画・目標値を単純に組み合わせると、ご覧のような実態とかけ離れた内容となり、人と農地に関する計画・目標の連動が不十分であることが課題として挙げられる、そして、いわき農業振興地域整備計画書の見直しの遅れが、人と農地の最適化が進まない要因の一つであるとの問題提起をするものであります。

次にNo.8は、5ページの「具体的意見」の(5)守るべき農地、守れる農地の選択と集中につきまして、今ほど説明で触れました「現状」・「課題」で追加いたしました、いわき農業振興地域整備計画書の内容や、人と農地を連動させた視点の必要性につきまして、ご覧のとおり追加しております。

次にNo.9は、6ページの項目Ⅱ「支援や予算確保に関する要望」の「4. 生産振興策の拡充と6次産業化の推進」につきまして、5月の農林業事業説明会でも話題にあがりました、GAPに関する内容をご覧のとおり追加しております。こちらの内容につきましては、全国的にその認証取得が奨励されており、福島県におきましては風評払拭にも有利と見込まれる、というものであります。

最後にNo.10は、7ページの同じく項目Ⅱの「5. 森林再生に向けた取り組みの推進」につきまして、ご覧のとおり、引き続き各種施策の継続と拡充を要望するとともに、将来を見据えた経営体への必要な支援を講じるよう要望する、と追加しております。

意見等（案）につきまして、以上であります。

議 長 (鈴木会長) 只今、議案第1号について事務局より説明がありましたが、皆様方から何かご質問はございますか。

ご質問が無いようでありますので、お諮りを致します。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 -異議無しとの声あり-

議 長 (鈴木会長) ご異議が無いようでありますので、議案第1号については原案のとおり決定を致します。決定された内容で意見等を作成することとなりますので、皆様のお手元にご覧いただけます意見等(案)の(案)を削除して頂きますよう、お願い致します。

市長に対する意見等の提出につきましては、10月13日金曜日に例年通り、私と役員で提出して参ります。

次に、議案第2号 農地転用許可等の権限移譲に係る許可権限面積の拡大について、事務局より説明を求めます。

事務局 (林係長) -総会議案書6ページ朗読-

資料No.2をご覧願います。農地転用許可等の権限移譲に係る許可権限面積の拡大についてでございます。

1 要旨につきましては、本市の農地転用許可については、市民の利便性の向上や、事務負担の軽減等を理由として、福島県のオーダーメイド権限移譲制度を活用し、本年4月1日より30a以下の農地転用許可権限について県からの権限移譲を受け、運用を開始したところでございます。

当該移譲事務の運用開始に伴い、執務体制を含めた事務局内の年間事務量が見通せる状況となったこと及び県内他市町村における許可権限面積の拡大傾向、特に中核市の動向を踏まえ、更なる市民サービスの向上に資するため、来年度より当該制度の上限値である4ha以下の農地転用許可権限まで許可権限面積を拡大するものでございます。

2 主な権限移譲の内容につきましては、(1)から(4)まで記載してございますが、次の内容を4ha以下まで権限移譲するものでございます。

- (1) 4ha以下の農地転用及び農地等の転用のための権利移動の許可
- (2) 国又は都道府県が行う4ha以下の農地転用及び農地等の転用のための権利移動に係る協議への回答
- (3) 立入調査(4ha以下)
- (4) 許可の取消、工事中止命令、原状回復命令(4ha以下)

事務局
(林係長)

3 平成29年度県内他市町村の権限移譲状況についてでございます。表中の①から④までにつきましては、福島県のオーダーメイド権限移譲のメニューとなっております。

①が4ha以下の農地転用許可権限となっております。福島市、郡山市を含め4市が4ha以下までの権限移譲を受けている状況となっております。以下、②が3市村、③が3市町村、④が11市町村となっております。市町村名についてはご覧のとおりでございます。

4 本市の農地転用許可件数実績でございます。農地法第4条及び第5条許可の合計となっております。過去5年間を記載しており、一番下が合計件数となっております。①の4ha以下については1件、②の2ha以下については32件、③の30a以下については485件、合計で518件の取扱実績でございます。それぞれの合計件数に占める割合でございますが、①0.2%、②6.2%、③93.6%となっております。権限が4ha以下まで拡大されても件数的には事務局で十分取扱可能なものであると考えております。

5 許可権限面積拡大のメリット及びデメリットでございますが、メリットとしては、過去実績のとおりほぼ全ての案件について市の許可となることから、法律の解釈等、可否判断の統一が図られます。また、県への書類の送付等の事務が省略されることにより、手続きの迅速化、市民サービスの向上が見込まれます。

デメリットとしては、大規模開発業者からの要求への対応が求められること等が想定されるが、本年度から権限移譲を受けた30a以下の農地転用許可権限については、問題無く運用されている状況であり、許可権限面積の拡大は可能であると事務局としては考えております。

6 運用開始日の予定でございますが、平成30年4月1日を予定しております。

説明については以上です。

議長
(鈴木会長)

只今、議案第2号について事務局より説明がありましたが、皆様方から何かご質問はございますか。

渡邊(雄)委員

本年4月1日から30a以下まで権限移譲となっておりますが、現在の基準にあてはめた時にどの位の件数になるのでしょうか。

事務局
(林係長)

30a以上のものにつきましては、県の許可権限でございましたので、合計件数では518件中33件となります。

渡邊(雄)委員

わかりました。

議 長 (鈴木会長)	その他、ございますか。ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委 員	－異議無しとの声あり－
議 長 (鈴木会長)	ご異議が無いようでありますので、議案第2号については、原案のとおり承認致します。 次に、その他に移ります。まず、事務局より何かございますか。
事務局 (小川主査) (林係長)	－いわき市農業委員会新体制移行等について－ －農地法第3条許可申請に係る現地調査時の調査体制の変更に ついて－
議 長 (鈴木会長)	只今、事務局より説明がありましたが、皆様方からご意見・ご質問等ございますか。 特に無いようですので、本日の議事は終了しました。議長の席を外させていただきます。
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。最後に閉会の言葉を草野会長職務代理人よりお願い致します。
草野会長職代	慎重審議、ありがとうございました。これもちまして、いわき市農業委員会第17回総会を閉会致します。